

## 政策4 安全・安心

～いのちと暮らしを守るまちをつくる～

## 4-1 防災対策の推進 —災害に強いまちをつくります—

### ■ 施策の目的

自主防災組織の支援や地域別防災訓練などの実践による防災コミュニティづくりを推進するとともに、防災用品の備蓄や内水害対策、建築物や道路、上下水道管の耐震化など、災害に対する備えを充実させ、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

### ■ 関連するSDGs



### ■ 施策の現状

日本各地で自然災害が多発、激甚化し、防災・減災の必要性がますます高まっています。前期基本計画期間中においては、避難所開設訓練の実施やメール配信サービス等の防災情報発信の充実、利根川堤防強化事業や中川河道改修事業等の治水対策等、地域防災力の強化を進めてきました。

また、令和元（2019）年東日本台風を教訓に、避難所ごとの担当職員の配置や防災備蓄\*資機材の配備等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所開設訓練を実施しています。更に、災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備や公共工事における耐震資材の使用等、公共施設の防災力の強化にも取り組んでいます。

令和4（2022）年度からは、3か年計画で防災行政無線\*のデジタル化を進めており、災害時に市民が迅速に判断し行動できるよう、スムーズな情報発信が可能となるシステムを導入していきます。

令和4（2022）年度に見直しを実施した「羽生市地域防災計画」に基づく防災対策を着実に実行するとともに、地域防災力を強化するため、自主防災組織や関係団体との更なる連携強化を図っていきます。また、流域治水対策や国・県との連携強化も必要です。

### ■ 施策の課題

|   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 感染症や風水害の経験を踏まえた防災対策の推進 |
| 2 | 防災情報の迅速かつ的確な周知         |
| 3 | 利根川や中川の治水対策の推進         |
| 4 | 公共施設の防災力の強化            |

### ■ 主な取り組み

#### （1）「羽生市地域防災計画」の推進

「羽生市地域防災計画」に基づき、日頃から災害に対する備えを進めます。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 羽生市防災会議の開催
- 「羽生市地域防災計画」修正事業
- 防災備蓄品の確保

**(2) 地域防災力の強化**

地域防災力の強化を図るため、日頃から防災意識の啓発、自主防災組織への支援、防災訓練の実施、防災備蓄の推進、避難施設・避難路等の周知と整備、更に近隣自治体や友好都市、民間企業等との災害応援協定\*の締結などに取り組みます。

**【主な事業】**

- 防災訓練の実施
- 自主防災組織支援事業
- 災害応援協定の締結

**(3) 防災情報発信の充実**

防災行政無線のデジタル化に加え、メール配信サービスや防災アプリ等を活用した災害情報の提供により、市民へ防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えます。

**【主な事業】**

- 防災行政無線デジタル化事業
- 防災行政無線管理運営事業
- 防災情報提供事業

**(4) 治水対策の推進**

利根川の堤防強化事業及び中川の河道改修事業を支援します。  
また、道路側溝の清掃など即効性のある対策を実施するほか、中長期的な対策として調整池等の整備や治水・流出抑制機能の保全や強化を図るなど、総合的な治水対策を推進します。

**【主な事業】**

- 利根川堤防強化事業
- 中川河道改修事業
- 流域治水事業（雨水貯留浸透施設整備）
- 内水害対策事業

**(5) 公共施設等の防災力の強化**

災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備や建築物・上下水道管の耐震化など、災害に強いまちづくりを推進します。

**【主な事業】**

- 災害時の拠点を結ぶ道路ネットワークの整備
- 公共工事における施設等の耐震化

**目標指標**

| 指標名（単位）               | 指標の説明                     | 現在値      | 目標値      |
|-----------------------|---------------------------|----------|----------|
|                       |                           | R3(2021) | R9(2027) |
| 防災訓練を実施した自主防災組織の数（団体） | 自主防災組織74団体のうち防災訓練を実施した団体数 | ※17      | 74       |
| 災害応援協定の締結数（件）         | 近隣市町や友好都市、民間企業等との締結数（累計）  | 61       | 71       |

## ■ 市民の役割

- ・ 防災に関する自助・共助の意識を持ち、行動することが望まれます。
- ・ 訓練への参加や備蓄など、平時の備えを充実させることが望まれます。

## ■ 関係計画等

- ・ 羽生市地域防災計画（昭和55（1980）年3月策定）
- ・ 羽生市浸水対策基本計画（平成27（2015）年12月策定）
- ・ 羽生市雨水管理総合計画（平成30（2018）年3月策定）
- ・ 羽生市国土強靱化地域計画（令和3（2021）年3月策定）
- ・ 羽生市建築物耐震改修促進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）



洪水を想定した避難訓練



利根川

## 4-2 消防・救急・救助体制の充実 —火災や事故、急病時に頼れるまちをつくります—

### □ 施策の目的

消防・救急・救助体制及び地域防災力を充実させ、総合的な消防防災対策の強化を図ることにより、火災や急病・事故等に迅速に対応し、市民の安全・安心を守ります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

前期基本計画期間中には、火災をはじめとする災害に的確に対応するため、消防団において新たに配備した救助資機材の取扱い訓練を行うなど、地域防災力の向上を図りました。

火災予防事業では、広報誌やホームページを活用し火災予防について呼びかけるとともに、高齢者に対する住宅防火推進を図るため、住宅防火診断を実施するなど、火災予防の普及・啓発に取り組みました。

また、消防・救急・救助体制については、令和2（2020）年1月より流行した新型コロナウイルス感染症流行下においても隊員への感染防止対策を徹底し、迅速で連携の取れた適切な消防体制を維持することができました。

更に、消防団員の確保や消防センターの新築整備など、消防団の活動環境の向上を図りました。

また、傷病者搬送の体制を確保するため、高規格救急自動車\*の導入等、救急救命の充実・高度化に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な資機材の整備を図りました。

今後とも、火災の発生防止と被害軽減を目指し、住宅用火災警報器の設置の促進をはじめ、防火対策の普及を図る必要があります。また、予防査察\*については、特定防火対象物を重点に置いた違反是正の推進と実施率向上に取り組めます。

引き続き消防需要に的確に対応するため消防力の充実を図り、市民の安全と安心を高める消防行政を展開します。

### □ 施策の課題

|   |           |
|---|-----------|
| 1 | 火災予防対策の充実 |
| 2 | 消防体制の充実   |
| 3 | 救急体制の充実   |
| 4 | 救助体制の充実   |
| 5 | 消防団体制の充実  |



## ■ 主な取り組み

### （１）火災予防に関する意識啓発の推進

住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理の啓発のほか、火災発生時における被害軽減を図るため、防災指導を継続的に実施します。

また、事業所等に対して予防査察を実施し、消防用設備等の設置指導や定期点検の実施などの防火安全対策の推進を図り、火災の発生減少と被害縮小に努めます。

#### 【主な事業】

- 住宅用火災警報器の設置促進と維持管理指導の実施
- 防災指導の実施
- 予防査察の実施と違反是正の強化

### （２）消防体制の充実

消防職員の知識・技術の向上や、消防車両・資機材・装備の計画的な整備により、消防力の強化を図ります。

また、火災等の対応において必要な防火水槽・消火栓などの消防水利については、迅速かつ適切に使用できるよう維持管理するとともに充実を図ります。

#### 【主な事業】

- 消防職員の技術向上
- 消防施設設備の整備
- 消防水利の整備

### （３）救急体制の充実

救急救命士を継続的に養成するとともに、「埼玉県救急医療情報システム\*」を活用し、医療機関との連携を強化することで、適切かつ迅速な救急体制の構築を図ります。

また、救命初期対応や救命率向上のため、市民や各種団体への普通救命講習会や応急手当普及員\*制度の周知・啓発を行い、救急医療体制の強化に向けた取組を行います。

更に、市民に向けて救急車の適正利用についての意識啓発を行います。

#### 【主な事業】

- 救急救命士の養成
- 広域連携による救急体制の構築
- 普通救命講習会の開催及び応急手当普及員の養成
- 救急車の適正利用についての意識啓発事業

### （４）救助体制の充実

火災、交通事故、水難事故など、多岐にわたる災害に対応できる高度な技術と知識を習得した救助隊員を養成するため、研修機関での研修や各種資格・免許取得のために必要な講習等に、消防署員を継続的に派遣します。

#### 【主な事業】

- 救助資機材の整備
- 専門的な知識や技術を有する隊員育成
- 広域応援体制及び関係機関との連携強化

**(5) 消防団体制の充実**

消防団が迅速な活動が出来るよう、継続的に団員を確保し研修や訓練を行うことで、地域防災力の強化を図ります。

また、消防団員の出動手当等の処遇改善を行い、団員の確保と質の向上を通じて地域防災体制の一層の充実を図ります。

**【主な事業】**

- 消防団員の加入促進
- 消防団員の技術の向上
- 常備消防との連携強化

**目標指標**

| 指標名(単位)         | 指標の説明     | 現在値      | 目標値      |
|-----------------|-----------|----------|----------|
|                 |           | R3(2021) | R9(2027) |
| 住宅用火災警報器の設置率(%) | 標本調査      | 77.2     | 83.0     |
| 予防査察実施率(%)      | 実施数/防火対象物 | 6.8      | 30.0     |
|                 | 実施数/危険物施設 | 83.9     | 100.0    |
| 普通救命講習会受講者数(人)  |           | ※63      | 330      |

**市民の役割**

- ・各家庭に住宅用火災警報器を設置することが望まれます。
- ・普通救命講習会に積極的に参加することが望まれます。
- ・救急車の適正利用が望まれます。





消防団の訓練



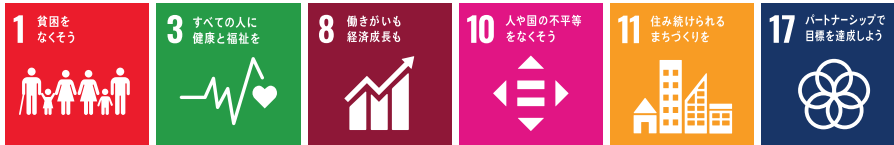
消防本部

## 4-3 地域医療の充実 – 誰もが安心して医療を受けられるまちをつくります –

### ■ 施策の目的

市民が身近で医療を受けられ、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療・介護連携を推進し、二次救急医療\*までを市内で対応できるような体制をつくります。

### ■ 関連するSDGs



### ■ 施策の現状

高齢化が進む中、医療・介護需要の更なる増加が見込まれており、病気の発生直後の急性期から回復期、そして退院後の在宅医療へと適切な医療が切れ目なく提供できる体制の構築のため、利根保健医療圏（羽生市・行田市・加須市・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町）において、圏域内に必要な病床計画等を検討してきました。

前期基本計画中においては、令和元（2019）年5月に羽生総合病院が新病院として開院しました。更に令和5（2023）年4月には、回復期から在宅復帰のための「回復期リハビリ」「地域包括ケア」病床の増床が予定されています。

また、かかりつけ医（内科・歯科）やかかりつけ薬局を持つ意識の啓発や休日当番医制度、小児医療を含む東部北地区二次救急病院群輪番事業\*、更に、地域医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と羽生総合病院との連携を推進しています。今後、医師の高齢化や診療所の継承などの課題が見込まれ、次代の地域医療を担う人材の確保や育成・支援について検討を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる中核病院の負担や新型コロナワクチン接種業務による地域医療機関への負担が増大した経験から、今後は、広域的な対策へ向けた地域医療体制の整備が求められます。

### ■ 施策の課題

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 1 | 健康・医療・福祉施策の連携                  |
| 2 | かかりつけ医等の普及                     |
| 3 | 休日・夜間等緊急時に身近で受診することのできる医療体制の確保 |
| 4 | 地域の医療機関と羽生総合病院との連携             |

### ■ 主な取り組み

#### （1）在宅医療の充実

かかりつけ医（内科・歯科）及びかかりつけ薬局の必要性に関する意識啓発を図るとともに、通院による治療が困難な高齢者や障がいのある方等のための在宅医療・歯科診療体制を整備します。

#### 【主な事業】

- かかりつけ医（内科・歯科）及びかかりつけ薬局の普及・啓発
- 在宅医療・介護連携推進事業

**(2) 当番医制度の継続実施**

休日や緊急時に身近で受診することができる医療体制を確保するため、休日当番医制度や小児医療を含む東部北地区二次救急病院群輪番事業を継続して実施します。

**【主な事業】**

- 休日当番医事業
- 東部北地区二次救急病院群輪番事業
- 大人・小児救急電話相談の普及・啓発

**(3) 地域医療機関と羽生総合病院との連携**

地域医療体制・救急医療体制の充実を図るため、地域の医療機関と羽生総合病院との連携を推進し、安心して医療を受けることができる体制の支援に取り組みます。新たな感染症対策への体制整備を行います。

**【主な事業】**

- 地域医療機関と羽生総合病院との連携推進
- 在宅医療・介護連携推進事業

**目標指標**

| 指標名（単位）                    | 指標の説明              | 現在値                           |                               | 目標値      |  |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------|--|
|                            |                    | R3(2021)                      |                               | R9(2027) |  |
| かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つ市民の割合（％） | 市民アンケート・市民意識調査     | 医科 69.5<br>歯科 80.9<br>薬局 48.2 | 医科 70.0<br>歯科 83.0<br>薬局 50.0 |          |  |
| 市内医療機関への救急搬送率（％）           | 市内医療機関搬送者数／全救急搬送者数 | 88.0                          | 90.0                          |          |  |

**市民の役割**

- ・かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つことが望まれます。
- ・適正受診を心がけることが望まれます。

**関係計画等**

- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

## 4-4 防犯対策の推進 — 犯罪を防ぎ犯罪から守られるまちをつくります —

### □ 施策の目的

市民、事業者、警察、学校及び関係団体等との連携の強化や防犯施設の計画的な整備を図り、市民を犯罪から守ります。  
また、保護司会\*活動を支援し再犯防止に努めるとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権を保護します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

本市では、刑法犯認知件数は減少しているものの、引き続き防犯対策を強化する必要があります。  
前期基本計画期間中においては、犯罪から市民を守るため、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線等を用いた犯罪情報の提供を行うとともに、防犯施設の整備（防犯灯の設置等）及び犯罪抑制のための啓発活動を行い、防犯関係団体との連携を図りました。  
今後とも、防犯施設の整備及び犯罪抑制のための啓発活動を行い、犯罪の発生時には防災行政無線等を活用し情報提供を行うとともに、地域や防犯関係団体との連携を図るなど、防犯対策を推進していきます。  
また、保護司会活動を支援し再犯の防止を図るとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権保護を推進する必要があります。

### □ 施策の課題

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1 | 防犯対策の推進             |
| 2 | 特殊詐欺の被害拡大の防止        |
| 3 | 地域の見守り機能の強化         |
| 4 | 再犯防止及び犯罪被害者の人権保護の推進 |

### □ 主な取り組み

#### （1）防犯関係団体との連携

警察などの関係機関と連携し、最新の犯罪情報を共有するとともに、防犯指導員の雇用や、青色回転灯搭載車（防犯パトロール車）での防犯パトロールを実施します。

また、犯罪を未然に防ぐ啓発活動や暴力追放活動を実施する地域安全推進連絡協議会等と連携し、防犯対策を推進します。

#### 【主な事業】

- 防犯関係団体連携事業
- 防犯パトロール車貸し出し事業



**(2) 犯罪抑制のための啓発運動**

防犯のまちづくり推進協議会\*を中心に、春・夏・秋及び年末の防犯街頭キャンペーンなどを展開します。また、年金の支払い日には、金融機関等において市民への啓発活動を実施します。

**【主な事業】**

- 各季防犯運動実施事業
- 防犯啓発事業

**(3) 犯罪情報の提供**

各公民館で行われる「高齢者大学」などで最新の犯罪を紹介する講座などを開催し、また、街頭での啓発活動を行いながら犯罪に関する情報を提供します。

羽生警察署との協定に基づき、防犯情報の共有化などの連携強化を図るとともに、防災行政無線やメール配信サービスを活用した情報提供を行います。

**【主な事業】**

- 高齢者大学防犯啓発事業
- 防災行政無線等による情報提供

**(4) 防犯施設の整備**

地域の実情に即した防犯灯の設置を計画的に進めます。  
また、羽生駅等に設置している防犯カメラを適正に管理運営します。

**【主な事業】**

- 防犯灯整備事業
- 防犯カメラ管理運営事業

**(5) 関係団体との連携による再犯の防止**

保護司会との連携により再犯の防止を図るとともに、警察との連携により犯罪被害者の人権保護に努めます。

**【主な事業】**

- 保護司会活動の支援
- 警察と連携した犯罪被害者の支援

**■ 目標指標**

| 指標名（単位）            | 指標の説明  | 現在値      | 目標値      |
|--------------------|--------|----------|----------|
|                    |        | R3(2021) | R9(2027) |
| 人口千人当たりの刑法犯認知件数（件） |        | 8.2      | 7.4      |
| 防犯灯の設置数（基）         | 設置数の累計 | 5,660    | 6,548    |

**■ 市民の役割**

- ・自転車盗や特殊詐欺等に対する防犯対策の実施が望まれます。
- ・地域での防犯活動への参加が望まれます。

## 4-5 交通安全対策の推進 —交通事故のないまちをつくります—

### □ 施策の目的

関係機関と連携した啓発活動に努めるとともに、市内全域に交通安全施設の整備を進め、市民の交通の安全を確保します。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

交通安全のためには、全ての世代に対して交通安全意識の徹底が求められており、また交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

本市では、令和2（2020）年度において交通死亡事故が3件発生したことを受け、羽生市交通事故防止特別対策本部を設置し、啓発を強化するなど交通死亡事故の防止に努めました。

また、令和3（2021）年度には千葉県八街市における児童5人死傷事故の発生を受け、県と連携し通学路一斉点検を行いました。この結果を踏まえ、県は第5期埼玉県通学路整備計画を策定し、市は、この計画に基づき通学路の安全措置を図っています。

前期基本計画期間中において、学校教育における交通安全意識の徹底を図るため、交通指導員による児童登校時の交通安全指導を実施したほか、各季交通安全運動において交通安全意識の啓発を行いました。また、ハード面ではカーブミラー、グリーンベルト・キッズゾーン\*等の路面標示を新設するなど、交通安全施設の整備を実施しました。

しかし、交通事故死亡者数は依然として減少していない状況です。引き続き、交通の安全を確保するために交通安全運動への市民参加を促し、交通安全環境の整備を行う必要があります。

### □ 施策の課題

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 | 交通安全対策の推進               |
| 2 | 児童生徒への交通安全指導の実施         |
| 3 | 高齢者の交通事故防止に関する交通安全意識の啓発 |
| 4 | 通学路等への交通安全施設の整備         |

### □ 主な取り組み

#### （1）交通安全団体との連携による交通安全意識の啓発

交通安全対策協議会を中心に、春・夏・秋及び年末の交通安全運動を開催します。  
また、交通弱者である高齢者を対象とした講習会を開催するなど、自転車や歩行中の交通事故防止を啓発する取組を行います。

#### 【主な事業】

- 各季交通安全運動実施事業
- 高齢者交通安全教育事業



**(2) 学校教育における交通安全意識の徹底**

市・PTA・交通安全母の会・警察が連携し、小学校低学年時から交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室などの取組を行います。

また、交通指導員による小学校通学路の立哨指導\*を実施します。

**【主な事業】**

- 小学校交通安全教室実施事業
- 交通安全世代間交流事業
- 交通指導員による立哨指導

**(3) 交通安全環境の整備**

道路照明灯やカーブミラー、交通標識、ガードレール、路面標示、グリーンベルトなど、市が設置する交通安全施設について、都市基盤整備の進捗状況や交通環境等の地域の状況を踏まえ整備を進めます。

また、放置禁止区域内の放置自転車を撤去し、歩行者の安全を確保します。

**【主な事業】**

- 交通安全施設整備事業
- 通学路一斉点検の実施
- 放置自転車撤去事業

**■ 目標指標**

| 指標名（単位）             | 指標の説明              | 現在値      | 目標値      |
|---------------------|--------------------|----------|----------|
|                     |                    | R3(2021) | R9(2027) |
| 交通安全運動への市民参加者数（人）   |                    | ※297     | 1,300    |
| 交通事故死亡者数（人）         |                    | 1        | 0        |
| 通学路の合同点検結果に基づく対策（%） | 修繕箇所数／計画箇所数（100箇所） | 63.0     | 100.0    |

**■ 市民の役割**

- ・交通安全への意識を高めることが望まれます。
- ・交通安全運動への参加が望まれます。

## 4-6 消費者行政の推進 —安全な消費生活が守られるまちをつくります—

### □ 施策の目的

「羽生市消費生活センター※」を拠点に、消費生活における相談業務・情報の提供・啓発講座を実施するとともに、関係機関との連携を密にし、市民が安全で安心した消費生活を送ることができるまちをつくります。

### □ 関連するSDGs



### □ 施策の現状

インターネットの普及やライフスタイルの多様化などにより、消費者を取り巻く環境は年々複雑化し、悪質な訪問販売やネットショッピングでのトラブルなど、市民が被害者となるケースが発生しています。また、高齢化に伴う高齢者被害の増加や、令和4（2022）年4月に施行された成年年齢の18歳への引き下げに伴い、若く社会経験に乏しい成年を狙った悪質な業者も現れることが予想されます。

前期基本計画期間中には、平成28（2016）年4月に施行した「羽生市消費生活センター条例」に基づき、研修による消費生活相談員のスキルの向上や相談体制の充実を図り、消費生活講座の開催を通して、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みました。

また、広報活動により「羽生市消費生活センター」を広く周知し、消費生活相談の利用促進に努めました。

今後も被害の防止と被害にあった場合の適切な対処法について情報を提供し、被害者の救済と被害の拡大防止に取り組みます。

特に、高齢者が消費者被害に遭わないよう「地域包括支援センター」との連携を図り、見守り体制を整え、地域ぐるみの体制をつくる必要があります。

### □ 施策の課題

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 消費生活相談体制の充実          |
| 2 | 消費者トラブルに対する市民の知識向上   |
| 3 | 地域単位での消費生活問題の取組体制の確立 |
| 4 | 成年年齢の引き下げに伴う若者への啓発   |

## ■ 主な取り組み

### （１）消費者意識の啓発

消費者被害防止のため、知識、トラブルの対応方法、頻発している事例などの情報提供を通し、消費者意識の啓発に努めます。特に成年年齢の引き下げにより新たに成年とされる18、19歳については、より一層の意識啓発を図ります。

また、消費生活に関する講座を開催し、消費者自らが必要な情報・知識を得られるよう学習機会を充実させます。

#### 【主な事業】

- 消費者への情報提供・啓発事業
- 消費生活講座事業

### （２）消費生活相談体制の充実

パソコンやスマートフォンを使った、巧妙で多様化・複雑化した消費者トラブルにも迅速に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化と研修による消費生活相談員の資質の向上に努めます。

また、広報や市のホームページを活用し、市民の身近な相談窓口である消費生活センターの周知に努めます。

#### 【主な事業】

- 消費生活センター相談事業
- 消費生活センター相談連携事業

### （３）消費者に優しい地域体制づくり

消費生活センターに寄せられた情報を地域包括支援センターと共有し、高齢者が消費者被害に遭わないための見守り体制を整え、市民が消費者被害の背景を理解し地域の問題として捉えることで、被害を未然に防ぐ行動が取れる地域体制をつくります。

#### 【主な事業】

- 消費者被害防止地域連携体制整備事業

## ■ 目標指標

| 指標名（単位）              | 指標の説明                         | 現在値      | 目標値      |
|----------------------|-------------------------------|----------|----------|
|                      |                               | R3(2021) | R9(2027) |
| 消費生活講座の開催回数<br>(回/年) |                               | ※3       | 9        |
| 消費生活相談あつせん率(%)       | 必要に応じて、消費者に代わり相談者が事業者と交渉を行う割合 | 8.9      | 13.0     |

## ■ 市民の役割

- ・正しい消費者知識を習得し、消費者トラブルに巻き込まれないよう努めることが望まれます。



羽生市役所